



2015年7月29日

各 位

会 社 名 株式会社 東芝  
東京都港区芝浦 1 - 1 - 1  
代表者名 代表執行役社長 室町 正志  
(コード番号：6502 東、名)  
問合せ先 広報・IR室長 長谷川 直人  
Tel 03-3457-2100

### 第三者委員会の調査報告の結果を受けた当社の対応等について

当社は、7月20日に、第三者委員会から当社の不適切会計問題に係る調査報告書を受領し、同日要約版を、翌21日に全文版を開示いたしました。調査報告書については、当社において、現在も鋭意分析、検討を進めているところですが、調査報告書を受けた当社の現在の対応状況等について下記のとおりお知らせいたします。

なお、今後新たに公表すべき事由が発生した場合、適時適切に公表してまいります。また、経営刷新委員会に関する事項及びそれ以外で本不適切会計問題に係る社内での検討体制に関する事項が新たに決定された場合は、速やかに開示いたします。

当社は、第三者委員会の調査報告書で指摘を受けた事項を真摯に受け止め、今後、新たな経営体制、新たなガバナンス体制の下、新たな企業風土を構築し、ステークホルダーの皆様及び社会からの信頼回復を目指し、全社一丸となって尽力してまいります。何卒ご理解いただき、引き続きご支援賜りたくよろしくお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 取締役及び執行役に対する人事上の措置について

別紙をご参照ください。

#### 2. 経営刷新委員会の委員長と委員の選定について

当社は、7月21日付「第三者委員会の調査報告書全文の公表及び当社の今後の対応並びに経営責任の明確化についてのお知らせ」でお知らせしましたように、経営体制、ガバナンス体制及び再発防止策等を検討する経営刷新委員会の設置を、同日に開催した取締役会

において決議いたしました。この度、経営刷新委員会の委員長及び委員を以下のとおり、本日7月29日開催の取締役会で決議、選定いたしました。

委員長	伊丹 敬之（当社社外取締役）
委員	島内 憲（当社社外取締役）
委員	斎藤 聖美（当社社外取締役）
委員	谷野作太郎（当社社外取締役）
委員 公認会計士	橋本 正己（橋本公認会計士事務所）
委員 弁護士	北田 幹直（森・濱田松本法律事務所）
オブザーバー	小林 喜光（㈱三菱ケミカルホールディングス取締役会長）
オブザーバー 弁護士	古田 佑紀（元最高裁判事）

橋本正己公認会計士は、有限責任あずさ監査法人の元アドバイザー担当専務理事、会計に係るアドバイザー業務を提供する株式会社 KPMG FAS の代表取締役パートナー等を歴任された財務会計のプロフェッショナルであり、北田幹直弁護士は、元大阪高検検事長であり、法律家としての豊富な経験と知識を有することに加えて、今回の不適切会計問題に関する当社の特別調査委員会委員としてのご経験を有することから、経営刷新委員会の委員として選定いたしました。

なお、経営刷新委員会には、オブザーバーとして、小林喜光氏及び古田佑紀氏の2氏に参加いただきます。小林喜光氏は、㈱三菱ケミカルホールディングスの取締役会長であり、㈱三菱ケミカルホールディングス取締役社長、㈱三菱化学取締役社長を経験されております。大企業の経営を経験された経営のプロフェッショナルとして、アドバイスいただくため、オブザーバーとして参加いただくことといたしました。同氏からは、「今回の東芝の会計処理問題は、日本の経済界におけるコーポレートガバナンスの観点で大きな課題を投げかけた。日本企業の信頼回復に少しでも貢献できればと思い、東芝の経営体制等の刷新にかかわることをお引き受けした。」とのコメントをいただいております。また、古田佑紀氏は、元最高裁判事であり、長年にわたる法律実務家としてのご経験も踏まえ、第三者的な目でアドバイスをいただくため、オブザーバーとしてご参加いただくこととしました。同氏からも、「今回、東芝の再生にいささかでも貢献できればと考え、経営刷新委員会のオブザーバーをお引き受けすることとした。東芝におけるガバナンスのあり方を再検証し、その改善策を策定することは、東芝のみならず、日本企業のガバナンスの向上にも資することになるものと考え。」とのコメントをいただいております。

今後、オブザーバーについては、経営刷新委員会の議論をより充実させるため、状況に応じて追加で招聘することも検討してまいります。

### 3. 現在の当社における再発防止策の検討状況について

当社は、第三者委員会から提言いただいた再発防止策を真摯に受け止め、今後、経営刷新委員会における検討に基づき、再発防止策の具体化を加速していき、9月下旬開催

予定の臨時株主総会において株主の皆様から信任を受けた新経営体制の下で可能な限り速やかに再発防止策を確定させて着実に実施していきます。

また、新経営体制を待たずして実行可能な施策は即座に実行に移し、危機感とスピード感をもって、改革を迅速に推進いたします。

なお、7月29日現在までの当社における検討・実施状況の概要は以下の通りです。

(1) 経営トップ等の意識改革

経営トップ等の意識改革の第一弾として、当社取締役会長代表執行役社長 室町正志から当社全従業員に「東芝グループの信頼回復と再生に向けて」と題するメッセージを発信し、経営刷新委員会の検討結果の着実な実行と当社グループ再生のために全力を挙げることをコミットしました。

(2) 企業の実力に即した予算の策定等

当期利益のみを問題とするのではなく、長期的な視点に立ち、実績どおりの利益を計上し適切に開示していくことを全社的に確認しています。また、これを担保する措置として、短期的な見込の数値の検討を中心に毎月下旬に実施していた「社長月例」は廃止し、キャッシュフローを中心とした実績を基に将来の業績改善に向けた討議を行う、業績報告会（仮）を実施することとしています。

(3) 会計処理基準全般の見直しと厳格な運用

工事進行基準について原価見積体制の見直しを進めています。契約内容や見積根拠の精査を徹底する等牽制機能を高め、原価見積り精度の向上を図ります。また、毎四半期ごとに総原価の見積りの見直しと進捗状況の確認を徹底し、適切な総原価の算定に努めます。

(4) 取締役会による内部統制（監督機能）の強化

取締役会において、廃止した社長月例に替わる業績報告会（仮）で使用した資料に基づき、業務執行状況を報告することとしました。

(5) 監査委員会による内部統制（監査機能）の強化

7月21日開催の取締役会において、監査委員会委員長に社外取締役の伊丹敬之氏を選定いたしました。

(6) 社外取締役の増員及び構成員の見直し

取締役会では、取締役会の過半数を社外取締役とし、弁護士及び公認会計士を社外取締役として選任する方針を共有しています。

4. 当社の米国における訴訟対応について

当社は、米国カリフォルニア州で当社及び複数の当社元取締役を被告として、不適切会計問題に係る集団訴訟が提起されていることを認識しておりますが、本日現在、正式な訴状の送達を受けておりません。原告は、米国証券法に基づく損害賠償を当社に要求していますが、対象となっている証券は、当社がその発行に関与していない米国預託証券等で

す。そのため、当社は、訴訟係属後、当該証券等の取引への米国法の適用の有無を含め、  
当社の主張を展開して訴訟に対応していきます。

以 上

## 取締役及び執行役に対する人事上の措置について

5月29日付「定時株主総会の開催等に関するお知らせ」で公表いたしましたように、2014年度決算の発表が未だ実施できていないこと、業績予想を未定に変更したこと、期末配当を0円とさせていただいたことを厳粛に受け止め、取締役、執行役の報酬の一部返上を本年5月から実施しております。これに基づき、取締役会長 代表執行役社長の室町正志は、この度の代表執行役社長就任に伴い、代表執行役社長として、2015年8月から、月額基本報酬額の50%の報酬を返上することとし、5月から実施している月額基本報酬額の20%の報酬返上及びこの度新たに7月から取締役全員で実施する月額基本報酬額の20%の報酬返上とあわせ、月額基本報酬額の90%の報酬を返上いたします。

また、今回の不適切な会計処理に伴う人事上の措置は以下のとおりであり、10月以降の報酬返上等人事上の措置については、9月下旬の臨時株主総会で選任される新経営陣の下で改めて決定していきます。

### 1. 不適切な会計処理に関与する等した経営陣の責任の自覚

#### (1) 執行役の辞任

以下のとおり、2015年7月29日付で辞任の申出がありました。

執行役上席常務	大角 正明	辞任
---------	-------	----

#### (2) 執行役の報酬返上

2015年5月から実施している報酬返上（月額基本報酬額の20%）に加えて、報酬返上（月額基本報酬額の20%）の申出がありました。これに伴い、7月から合計で以下のとおり報酬返上いたします。

執行役専務	成毛 康雄	月額基本報酬額の40%（3ヶ月）
執行役上席常務	徳光 重則	〃 の40%（3ヶ月）
執行役上席常務	秋葉 慎一郎	〃 の40%（3ヶ月）
執行役上席常務	横田 岳志	〃 の40%（3ヶ月）
執行役上席常務	油谷 好浩	〃 の40%（3ヶ月）
執行役常務	各務 正一	〃 の40%（3ヶ月）
執行役常務	岡村 潔	〃 の40%（3ヶ月）
執行役常務	村戸 英仁	〃 の40%（3ヶ月）

#### (3) 取締役の報酬返上

2015年5月から実施している報酬返上（執行役兼務取締役 20%、業務非執行取締役 10%）に加えて、報酬返上（月額基本報酬額の20%）の申出がありました。これ

に伴い、7月から合計で以下のとおり報酬返上いたします。また、社外取締役4名についても、新たに月額基本報酬額の20%を3ヶ月間返上することとしました。

取締役 執行役専務	西田 直人	月額基本報酬額の40% (3ヶ月)
取締役 代表執行役上席常務	牛尾 文昭	月額基本報酬額の40% (3ヶ月)
取締役	島岡 聖也	月額基本報酬額の30% (3ヶ月)
社外取締役 (4名)		月額基本報酬額の20% (3ヶ月)

(参考) 7月21日公表の役員辞任

取締役 代表執行役社長	田中 久雄	辞任
取締役副会長	佐々木 則夫	辞任
取締役 代表執行役副社長	下光 秀二郎	辞任
取締役 代表執行役副社長	深串 方彦	辞任
取締役 代表執行役副社長	小林 清志	辞任
取締役 代表執行役副社長	真崎 俊雄	辞任
取締役 監査委員会委員長	久保 誠	辞任
取締役 代表執行役専務	前田 恵造	取締役及び代表執行役辞任

## 2. 関与者の責任の明確化

第三者委員会報告書に記載されている幹部従業員等の関与者について人事上の措置を検討します。

以上